

暴力追放だより

- 1面 ・第23回新通学区暴力追放・交通安全大会
- 2面 ・三番町地区自治会連合会交通安全・防火・防犯大会
・第17回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会
- 3面 ・暴力追放！「三ない運動+1」の推進、
静岡県暴力追放運動推進センターの紹介
- 4面 ・知っておこう暴力団対策 ～不当要求への対応要領～

令和3年3月 第35号

発行 静岡市暴力追放推進協議会

「第23回新通学区暴力追放・交通安全大会」開催

令和2年10月31日（土）、葵区新通公園において、「第23回新通学区暴力追放・交通安全大会」が開催されました。

この大会は、平成9年に新通学区内に暴力団事務所が進出してきたことをきっかけに、当時の新通学区連合町内会・連合婦人会が中心となって暴力追放決起大会として開催してきたもので、平成17年に暴力団事務所が完全撤退してからも「私たちのまちに暴力や犯罪はならない、交通事故をおこさない」との強い意志により、住みよい街をめざして継続開催しています。

昨年度は台風の影響により中止となってしまうりましたが、今回の大会は晴天に恵まれました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため参加人数を制限しましたが、地元住民の皆様約100名に



参加していただき、来賓として静岡中央警察署長・静岡市自治会連合会会長・静岡県暴力追放運動推進センター専務理事等協力機関代表者の方々をお招きしました。



大会は、新通学区自治会連合会副会長による開会宣言に始まり、主催者を代表して新通学区自治会連合会会長によるあいさつや、暴力追放と交通安全を誓った大会決議書を、新通学区連合婦人会会長から静岡中央警察署長に手渡す等、暴力や事故のない安心で安全に暮らせるまちづくりを目指す決意を新たにしました。

式典終了後は新通小学校シンフォニッククラブの子どもたちの演奏を先導として、参加者で啓発パレードを行いました。

「第34回三番町地区自治会連合会 交通安全・防火・防犯大会」

令和2年度の「第34回三番町地区自治会連合会 交通安全・防火・防犯大会」につきましては、11月の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症等の感染者拡大予防のため中止となりました。

大会は、例年、番町小学校で地区内の大人と子ども

約500人が参加して、静岡中央警察署を始めとした関係機関協力のもと、交通安全や防災、犯罪のない明るく住みよい安心・安全なまちづくりを呼び掛けており、今後も継続して開催していきます。

第17回静岡市暴力・飲酒運転追放、 犯罪等に強いまちづくり市民大会の開催



令和2年12月11日（金）、静岡市民文化会館大ホールにおいて、「第17回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会」を開催しました。

この大会は当協議会が、静岡市、静岡市交通安全推進協議会、静岡市飲酒運転追放協議会との共催により毎年開催し、市民・関係団体などから約900人の参加をいただいていた。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響から、例年の半分の規模での開催を予定していましたが、静岡市内における感染者数が増加している状況を鑑み、さらに縮小して約100人の規模で開催しました。

第1部では、事件・事故の犠牲者に対して黙とうを行ったあと、田辺信宏市長が、「最近の暴力団は、社会情勢の変化に対応しながら、組織実態を隠蔽し、勢力を維持・拡大するための資金獲得活動を行っています。安心・安全に暮らすことのできる静岡市の実現に

向け、今後もより一層の連携が必要です。」とあいさつしました。

その後、壇上で市長から、静岡市学区・地区別無事故・無違反コンクールの優秀地区や交通安全功労者・永年活動功労者の方々に表彰状・感謝状が授与されました。

つづいて、来賓として出席いただいた小川敏夫清水警察署長のあいさつ、「暴力・飲酒運転追放、交通安全、防犯、犯罪被害者支援」のスローガン、参加者代表による「安全・安心なまちづくりの推進」、「交通事故のない明るいまちづくりの推進」が宣言され、大会は終了しました。

第2部は、落語家の立川平林さんによる講話を予定していましたが、規模縮小開催に伴って中止としました。

大会にご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。



暴力団追放！「三ない運動^{プラスワン} + 1」の推進

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です。

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁」の元 暴力団を支援・容認することになる。

暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」 恐れることは暴力団を助長させる。

暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」 暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。



暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「**勇氣**」なのです。



暴力団に関する相談は暴追センターへ

公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（略称暴力団対策法）に基づき、暴力団のいない明るい社会をめざして設立されました。

同センターでは、暴力団を排除するための広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動、そして暴力団追放に向けた様々な支援活動など、困ったときの身近な「駆け込み寺」として活動しております。

事業内容

| | | |
|-----------------------|------------------------------|------------------------|
| 広報啓発事業 | 暴力団に関する相談事業 平日 8:30~17:00 | 保護・救済事業 |
| 組織離脱者に対する 社会復帰支援事業 | 組織支援事業 | 少年に対する暴力団の 影響排除活動事業 |
| 情報収集・調査研究事業 | 暴力団事務所 差止請求関係事業 | 不当要求防止責任者 講習事業（無料） |

(公財) 静岡県暴力追放運動推進センター

〒422-8067
静岡県静岡市駿河区南町11番1号
静銀・中京銀静岡駅南ビル4階
電話.054(283)8930
FAX.054(283)8940

ホームページ <http://www.shizu-boutui.or.jp/>
メールアドレス info@shizu-boutui.or.jp



知っておこう暴力団対策

～不当要求への対応要領～

1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、責任者に報告し、応接室等に案内する。



2 相手の確認と用件の確認

落ち着いた、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



3 応対場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって応対できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所。暴力団等の指定する場所や、組事務所には出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお伺いします」等告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて連絡する。



6 言動に注意する

暴力団等反社会的勢力は、巧みに論争に持ち込み、対応者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」等は禁物です。



7 書類の作成・署名・押印

暴力団等反社会的勢力は「一筆書けば許してやる」等と詫言や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。又、暴力団等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8 即答や約束はしない

暴力団等反社会的勢力の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団等反社会的勢力は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



9 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」等と喰ってかかれます。



10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団等反社会的勢力が居座り続けることを容認したことになるかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつける等、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センター、弁護士との連携が早期解決につながります。



公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター

暴力団やけん銃に関する相談・情報は

● 静岡県警察本部組織犯罪対策課
(054) 254-8930

● (公財) 静岡県暴力追放運動推進センター (8:30 ~ 17:00)
(フリーダイヤル) 0120-50-8930 (054) 283-8930

● 静岡県警察本部薬物銃器対策課 (けん銃 110 番)
(フリーダイヤル) 0120-10-3774 (054) 274-1810

静岡中央署 刑事第二課 暴力犯係
(054) 250-0110

静岡南警察署 刑事第二課 暴力犯係
(054) 288-0110

清水警察署 刑事第二課 暴力犯係
(054) 366-0110